

## 広島歯科技術専門学校 教育課程編成委員会実施規程

令和2年4月1日制定

### (目的)

第1条 この規程は、教育課程編成の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 この規程において、教育課程編成委員会は、歯科医療の分野の団体および関連企業と連携して、授業科目の開設や授業内容・方法等の改善・工夫等の助言をする。

### (教育課程編成委員会の設置)

第3条 教育課程の編成が適切かつ円滑に行うための組織として学内に教育課程編成委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員会の所掌事項)

第4条 委員会は、教育課程編成の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 委員会の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること
- (2) 委員会報告書（会議録）の作成に関すること
- (3) 委員会報告書（会議録）に基づく改善策の提案に関すること
- (4) 委員会の公表に関すること
- (5) その他委員会の実施について必要な事項に関すること

### (委員の構成)

第5条 委員会は校長、教務主任、教務副主任及び校長が指名する委員により構成する。

- 2 委員の人数は6人以内とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

### (委員会の開催)

第6条 委員会は、次年度の計画策定までの間に、2回以上開催しなければならない。

2 委員会は、校長の指揮のもと、責任と役割を教職員それぞれが十分認識し、誠実に取り組まなければならない。

### (委員会の運営)

第7条 委員会は校長が招集し、委員長がその運営にあたる。

- 2 委員長は、校長があたりその運営にあたる。
- 3 校長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

### 附則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。